

近江の仏教美術等魅力発信検討委員会報告書について

1 検討事項

- ・ 近江の仏教美術等の魅力の県内外への発信や活用の方策
- ・ 琵琶湖文化館が果たしてきた機能を継承する「別の展示保存施設」の確保方策

- 2 委員構成
- | | | | |
|-----|--------|---|---------------------|
| 委員長 | ：木村 至宏 | 氏 | (成安造形大学附属近江学研究所長) |
| 委員 | ：石丸 正運 | 氏 | (美術史家) |
| | 大野 沙織 | 氏 | (滋賀県立大学大学院生) |
| | 岡谷 ふさ子 | 氏 | (竜王町教育委員会教育長) |
| | 佐々木 悦也 | 氏 | (長浜市長浜城歴史博物館副参事) |
| | 佐野 千絵 | 氏 | (東京文化財研究所 保存科学研究室長) |
| | 辻村 琴美 | 氏 | (新江州株式会社 MOH通信編集長) |
| | 根立 研介 | 氏 | (京都大学大学院教授) |
| | 濱中 光礼 | 氏 | (金剛輪寺住職) |
| | 日向 進 | 氏 | (京都工芸繊維大学教授) |

3 取組経過

第1回委員会：平成23年6月17日（金）

〔議事〕現状と課題等

第2回委員会：平成23年8月3日（水）

〔議事〕取り組みの方向性、「別の展示保存施設」の確保の方向性等

第3回委員会：平成23年9月2日（金）

〔議事〕取り組みの方向性および具体的方策、「別の展示保存施設」の確保方策等

第4回委員会：平成23年10月10日（祝・月）

〔議事〕中間まとめ案等

中間まとめ：平成23年10月

＊県民等の意見を募集

第5回委員会：平成24年1月31日（火）

〔議事〕報告書案等

報告書提出：平成24年2月8日（水）

I はじめに

- 近江の仏教美術等の魅力の県内外への発信の方策と、琵琶湖文化館が果たしてきた機能を継承する「別の展示保存施設」の確保方策について検討。
- 県で進められている「美の滋賀」発信の取り組みとも連携しながら議論。

II 近江の仏教美術等の特徴および魅力発信の現状と課題

1 近江の仏教美術等の特徴

- 国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位（建造物では全国第3位）。その7割は「彫刻」「建造物」で県内に広く分布。
- 大きな社寺だけでなく、地域コミュニティが基盤となって、地域の暮らしに根付き、信仰と深く結びつく中で大切に守られてきたものが多い。

2 魅力発信の現状と課題

- (1) 認知度…優れた仏教美術等とそれを生み出してきた風土・歴史文化が十分知られていない。
- (2) 現地へのアクセス…暮らしに溶け込んでいる魅力がある反面、アクセスににくい場合が多い。
- (3) 保存管理と次世代への継承…傷みの激しい文化財の増加や地域での保存管理が困難なケースの増加に対応するとともに、若い世代の守る意識を育てる取り組みが必要。
- (4) 県内外での仏教美術等への関心やニーズの高まり…多くの集客を得た展覧会により近江の仏教美術等の質の高さを再認識。発信方策の工夫によって多くの人びとの共感を得ることも可能だが、一元的・体系的に情報を得られる「入口」がなく、関係機関との相互連携も課題。
- (5) 琵琶湖文化館の休館…文化財の保存・発信拠点であった琵琶湖文化館の機能再生は喫緊の課題。

III 近江の仏教美術等の魅力発信の方向性と取り組みの方策

1 基本的な考え方

- 滋賀らしい「美」として、人びとの暮らし方や風土も含めた近江の仏教美術や神道美術の奥深い魅力や価値を発信。
- 発信にあたっては、知ってもらうこと、現地へと足を運んでもらうこと、さらに地域の人びとが文化財を守り、次世代へ引き継ぐ努力をしていくことを支える仕組みが重要。

2 取り組みの方向性（4つの方向性）

- (1) **知らせる～総合的な情報発信～** → (例) 積極的な展示やインターネット等の活用など
→ 地域の生き方や暮らし方を含めた近江の文化財の奥深い魅力や価値への案内
- (2) **魅せる～公開活用の推進～** → (例) 観光コースの設定や周遊のための基盤づくりなど
→ 自ら足を運び、暮らしの場とつながり、交流し、味わえる喜びの醸成
- (3) **守る～保存と継承～** → (例) 建造物の修理現場の公開や人材の育成など
→ 見て理解して守ることを通じた、地域の絆と文化の次世代への継承
- (4) **つなぐ～交流・発信拠点の形成～** → (例) 仏教美術等のセンターとしての機能展開など
→ 近江の仏教美術等の美の入口としての交流・発信拠点機能の形成

IV 琵琶湖文化館の沿革および現状と課題

1 沿革

- 昭和36年以来、文化財の保存・発信の拠点であったが、平成20年から休館。平成21年の『公の施設見直し計画』において現施設の機能は廃止し、「別の展示保存施設」の確保に努めることとされた。

2 果たしてきた役割

- ①文化財の収蔵・管理および技術指導機能、②文化財の公開・活用機能、③調査研究機能、④教育普及、人材育成等の機能、⑤文化財保護行政の拠点機能と観光の拠点機能

3 琵琶湖文化館の現状と課題

- 仏教美術を中心に国宝、重要文化財を含む1,629件(7,891点)の収蔵品を保有。
- 建物の立地や構造上の課題、老朽化やバリアフリーへの対応、収蔵庫がほぼ満杯であることなど、建物や機能に関わって様々な課題を抱える。

V 「別の展示保存施設」の確保方策

1 検討の前提

- 既存施設の活用を前提とし、県立の登録博物館を候補（必要な場合は改修や増改築）

2 求められる機能

- これまで琵琶湖文化館が果たしてきた役割を継承するとともに、新たな時代に対応するために広がり求められる機能を確保（琵琶湖文化館の機能を再生・充実する9つの機能）。

【 継 承 機 能 】

①文化財の収蔵・収集機能

④調査研究機能

②地域の文化財保護を支援する機能

⑤教育普及機能

③文化財の展示公開機能

⑥専門的な人材の育成機能

【 拡 充 機 能 】

⑦様々な主体と連携した積極的な情報の受・発信機能

⑧観光推進の拠点機能

⑨県民・利用者とともに育つ協働機能

3 設置場所

- 各候補の現状と課題、寄託者の意向等を総合的に検討した結果、「近代美術館」がふさわしい。
↳ 「美の滋賀」のコンセプトを実現する拠点に。滋賀ゆかりの美をトータルに受・発信。独自性や存在感の発揮。

VI 近江の仏教美術等の文化財の新しい交流・発信拠点の整備に向けて

1 新しい交流・発信拠点の施設構成について

- 新生美術館が、近江の仏教美術等の文化財の新しい交流・発信拠点としての機能を発揮するために、①収蔵、②展示、③情報発信、④交流、⑤調査研究、⑥企画事務の各部門が必要。

2 新しい交流・発信拠点のあり方について

- 各部門に求められるスペース
(例)・収蔵スペース…琵琶湖文化館の収蔵品を移管。将来の寄託ニーズにも応えられる面積を確保。
・常設展示スペース…仏像彫刻の大きさに適合する規格と仏教美術の魅力を引き出す工夫に留意。
- 運営等にあたって配慮すべき事項
活動を担う学芸員等の確保、所有者の意向、文化財保護機能の継承、県内博物館との連携・協力等。

VII おわりに

- 近江の「神と仏の美」は、地域の暮らしや信仰と深く結びついており、人びとの思いに寄り添った魅力発信が必要。様々な主体が役割を果たし、文化財の保護の円滑な推進と分野横断的な連携が不可欠。
- 琵琶湖文化館の培ってきた信頼やネットワークなどを活かした美術館の再スタートの検討。文化財保護の一翼を担う機能継承の拠点としての検討が必要。新しい交流・発信拠点の機能をしっかり。

『近江の神と仏の「美」の発信に向けて』

近江の仏教美術等魅力発信検討委員会報告書

平成 24 年 (2012 年) 2 月

近江の仏教美術等魅力発信検討委員会

目 次

I	はじめに	1
II	近江の仏教美術等の特徴および魅力発信の現状と課題	
1	近江の仏教美術等の特徴	3
2	魅力発信の現状と課題	
(1)	認知度について	4
(2)	現地へのアクセスについて	4
(3)	保存管理と次世代への継承について	5
(4)	県内外での関心やニーズの高まりについて	5
(5)	琵琶湖文化館の休館について	6
III	近江の仏教美術等の魅力発信の方向性と取り組みの方策	
1	基本的な考え方	7
2	取り組みの方向性および具体的方策	
(1)	取り組みの方向性	8
(2)	具体的方策	9
IV	琵琶湖文化館の沿革および現状と課題	
1	琵琶湖文化館の沿革と果たしてきた役割	
(1)	沿革	11
(2)	果たしてきた役割	12
2	琵琶湖文化館の現状と課題	
(1)	収蔵品について	13
(2)	建物の規模・構造および人員体制について	13
(3)	建物に関わる課題について	14
(4)	機能等に関わる課題について	14
V	「別の展示保存施設」の確保方策	
1	検討の前提	15
2	求められる機能	16
3	候補および設置場所について	19

VI	近江の仏教美術等の文化財の新しい交流・発信拠点の整備に向けて	
1	新しい交流・発信拠点の施設構成について	22
2	新しい交流・発信拠点のあり方について	
(1)	各部門に求められるスペース	23
(2)	運営等にあって配慮すべき事項	24
VII	おわりに	25

■参考資料

1	近江の仏教美術等魅力発信検討委員会設置要綱	30
2	近江の仏教美術等魅力発信検討委員会委員名簿	31
3	「美の滋賀」づくりの推進	32
4	「美の滋賀」発信懇話会からの期待について	33
5	近江の仏教美術等魅力発信検討委員会開催状況	39
6	近江の仏教美術等の特性にかかる資料(文化財指定件数、分布状況等)	40
7	仏教美術等についてのアンケート調査結果(概要)	44
8	琵琶湖文化館にかかる資料(入館者数、観覧者数等)	54
9	近代美術館、安土城考古博物館、琵琶湖博物館の概要	56
10	所有者ヒアリング調査の結果概要(主な意見)	60
11	中間まとめに関する県民等からの意見	62

I はじめに

滋賀県は、国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位（建造物では全国第3位）であるなど、社寺建築や美術工芸品など質が高く豊富な仏教美術や神道美術を有している。

これら近江の文化財は、県内に広く分布しており、地域の暮らしに根付き、信仰と深く結びつく中で大切に守られてきたものが多いが、その奥深い魅力や優れた価値が県内外に十分に知られていない状況にある。

全国的には、近年、国立博物館をはじめとする多くの博物館・美術館で、仏教美術をテーマとする展覧会が盛んに行われており、本県においても、昨年度は九州国立博物館での「湖の国の名宝展」や、県立近代美術館で開催された「白洲正子展」で、多くの集客を得たところであり、仏教美術等に対する関心の高まりがある。

仏教美術をはじめとする本県の文化財とそれを生み出してきた風土、歴史、文化の奥深い魅力は、発信方法を工夫して、県内外に広く知ってもらうことにより、多くの人びとの共感を得ることができるものと考えられる。

一方、昭和36年3月に開館して以来、50年以上にわたって仏教美術を中心とした滋賀の文化財の保護、展示公開などに大きな役割を果たしてきた琵琶湖文化館は、県の厳しい財政事情をはじめ、施設の老朽化や耐震対策、バリアフリー化など、様々な課題のため、平成20年度から休館となっている。

全国トップレベルとなる質・量ともに優れた文化財を収蔵しながら展示事業を行えず、調査研究や教育普及などの活動も大きな制約の中で行われている。

このような中、平成21年12月に策定された県の『公の施設見直し計画』においては、琵琶湖文化館の現施設の機能は廃止することとし、「別の展示保存施設」の確保に努めることとされており、琵琶湖文化館が果たしてきた機能を継承するための「別の展示保存施設」の確保方策の検討が喫緊の課題となっている。

また、県では、仏教美術等の文化財、県立近代美術館の資産である郷土ゆかりの作家作品や現代美術、アール・ブリュット(※)の3つを柱として、世界に誇ることができる滋賀の美の魅力の発信について、時代の潮流を踏まえた新たな発展の可能性などを議論する「美の滋賀」発信懇話会が設置された。こうした取組みは全国でも例を見ないものである。

この「美の滋賀」発信懇話会と関連して、本委員会を含む3つの検討委員会が設置され、互いに連携しながら議論を進めることとされた。

本委員会では、こうしたことを踏まえ、次の2つの事項について検討するため、5回にわたって議論を重ねてきた。

検討事項

- 1 近江の仏教美術等の魅力の県内外への発信や活用の方策
- 2 琵琶湖文化館が果たしてきた機能を継承する「別の展示保存施設」の確保方策

検討の過程では、中間まとめを公表し、県民の皆さんをはじめ関係の方々にご意見を募集した。この報告書は、いただいたご意見も踏まえ、本委員会が検討した結果をとりまとめたものである。

※ アール・ブリュット

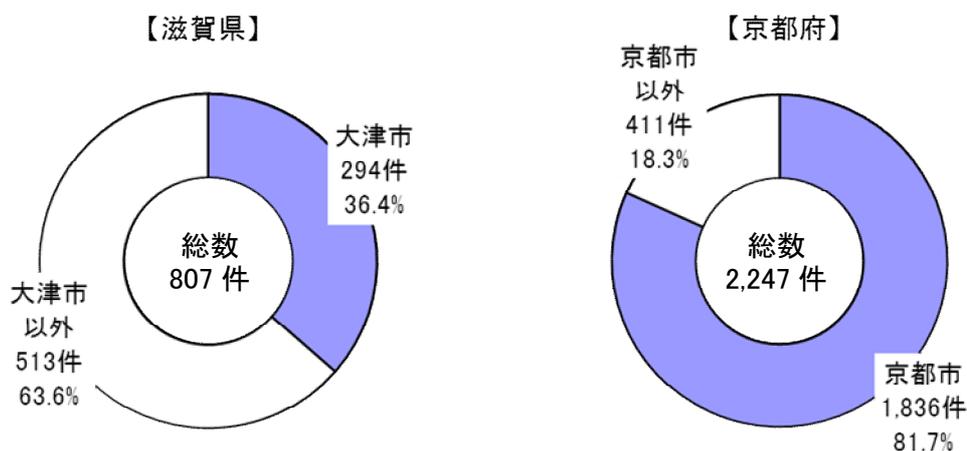
「アール・ブリュット (Art Brut)」とは、フランス語で「生(き、なま)の芸術」を意味し、第2次世界大戦直後に、フランスの画家ジャン・デュビュッフェ (Jean Dubuffet 1901-1985) により考案された「伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術」のことである。英語では「アウトサイダー・アート (Outsider Art)」と紹介されている。

Ⅱ 近江の仏教美術等の特徴および魅力発信の現状と課題

1 近江の仏教美術等の特徴

- 近江は琵琶湖を中心に広がる豊かな地域であり、また交通の要衝であったことから古くから開け、古代以来、文化・経済の先進地であった。特に、比叡山からは、日本仏教の主要な宗派の開祖たちが巣立つなど、我が国の仏教文化の中心地でもあった。こうしたことから、県内には数多くの貴重な文化財が伝えられている。
- 滋賀県の国宝・重要文化財の指定件数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、全国第 4 位（建造物では全国第 3 位）であり、人口当たりでは全国第 3 位となる。なお、人口当たり寺院数は全国第 1 位である。
- このように本県の国宝・重要文化財は全国トップレベルであるが、その約 7 割は、「彫刻」「建造物」であり、仏教美術や神道美術がその多くを占めている。
- とりわけ「彫刻」では平安時代、鎌倉時代など古い時代の仏像が多く伝えられている。また、「建造物」では、『古代の奈良、中世の滋賀、近世の京都』と言われるように、中世の優れた天台仏堂や神社建築が多いのが一つの特徴となっている。
- また、例えば、京都府では、国宝・重要文化財の 8 割以上が京都市に集中しているのに対し、滋賀県では最も多い大津市でも 4 割に満たないといったことからわかるように、県内一円に優れた文化財が広く分布している。
- もちろん、大きな社寺が保有してきたものも多いが、一方で各地域のコミュニティ（惣村）が基盤となって守られてきた文化財が多いといえる。そして、今も地域の暮らしや風土、信仰と深く結びつきながら、守り伝えられていることは、本県の仏教美術等の文化財の大きな特徴となっている。

国宝・重要文化財の分布状況

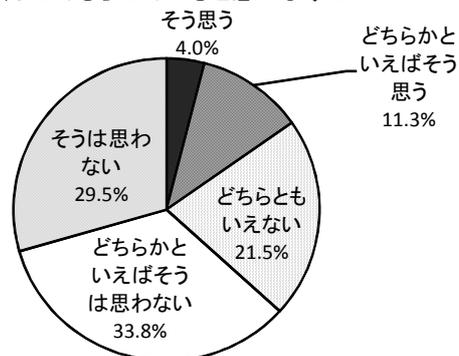


2 魅力発信の現状と課題

(1) 認知度について

- 滋賀には奥深い優れた仏教美術等とそれを生み出してきた風土・歴史文化があるが、県民自身や県外の方に十分知られていない。
- 県政モニターに対する仏教美術等についてのアンケート調査では、約7割の人は、仏教美術に「興味がある」「どちらかといえば興味がある」と回答され、関心が高い人が多い。その一方、約6割の人は、滋賀の仏教美術について十分知ってもらっていると「思わない」「どちらかといえば思わない。」と感じられている。

滋賀県の仏教美術について、県内外に十分知ってもらっていると思いますか？

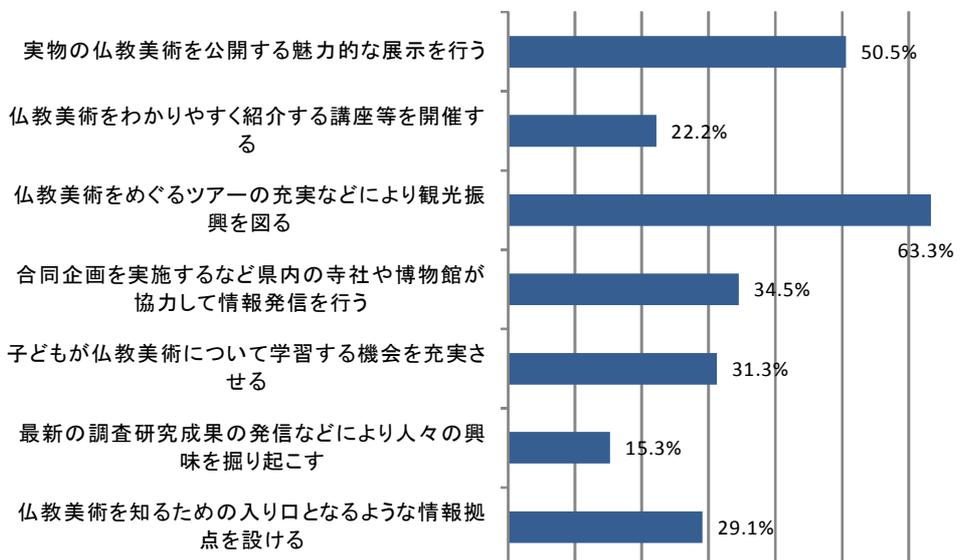


(県政モニターアンケート調査)

(2) 現地へのアクセスについて

- 近江の仏教美術等は、地域で守られているものも多く、県内全域に分散している。暮らしの中に溶け込んでいることは魅力でもあるが、反面、外からはわかりにくく、アクセスしにくい場合が多い。
- 一方、先のアンケート調査では、情報発信について必要な取り組みとして、「ツアーの充実など観光振興」や「実物の公開など魅力的な展示」と回答された人が多く、自ら現地へ足を運んでもらい、実物の文化財を通じて良さを知ってもらうことが必要と感じられている。

滋賀県の仏教美術の県内外への情報発信について、どのような取り組みが必要だと思いますか(○は3つまで)



(県政モニターアンケート調査)

(3) 保存管理と次世代への継承について

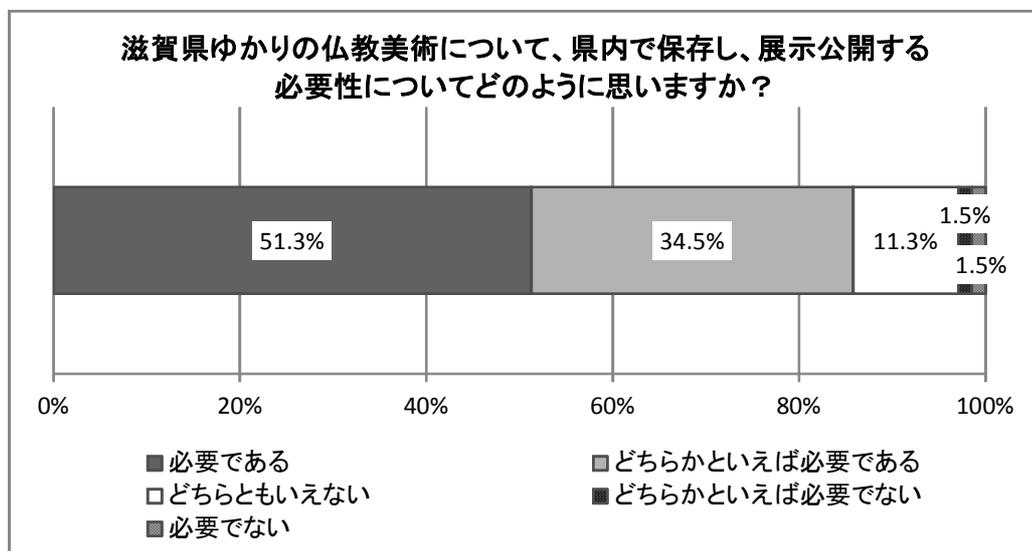
- 地域で大切に守られてきている社寺建築や仏像、絵画などの文化財の中には、傷みの激しいものも増加してきている。
- 近年、過疎化、高齢化の進展などにより、地域コミュニティの機能を維持できないところが増えてきており、また、無住社寺など十分な防犯措置を講じることが難しいケースもあり、地域での保存管理が困難になってきている。
- 日常の維持管理はもとより、適切な時期に修理が行われないと、価値や魅力を損ない、文化財を適切な形で、後世に伝えていけなくなる。
- また、若い世代が地元の文化の価値を知ることが大切であり、守る意識を育てる取り組みを強化することも求められている。
- 仏教美術等の文化財の適切な保存と継承は、活用の基盤をなすものであり、これまでも行政や所有者、地域でも努力されてきているところではあるが、一層の取り組みが必要となっている。

(4) 県内外での関心やニーズの高まりについて

- 仏教美術を巡る全国的な動きとして、平成 21 年に、東京国立博物館や九州国立博物館で開催された阿修羅展において、日本美術をテーマとする展覧会では史上 1 位と言われる入館者を集めたほか、多くの博物館や美術館において、仏教美術をテーマとする展覧会が開催されている。
- さらに、仏教総合博物館として、平成 23 年度、京都市に「龍谷ミュージアム」が開館した。花園大学（平成 12 年）、大谷大学（平成 15 年）、佛教大学（平成 20 年）等に続き、仏教美術をテーマに含む大学博物館が設立されている。
- 滋賀県においても昨年度、琵琶湖文化館の収蔵品を九州国立博物館に展示した「湖の国の名宝展」や、県立近代美術館で実施された「白洲正子展」では、多くの集客を得た。近江の仏教美術等文化財の質の高さが再認識されたところである。
- 近江の仏教美術等は、効果的な魅力発信方策を工夫すれば多くの人びとの共感を得ることができると考えられるが、現在のところ、一元的・体系的に情報を得られる「入口」がなく、市町立博物館や各社寺など関係機関との相互連携も課題となっている。

(5) 琵琶湖文化館の休館について

- 近江の文化財の保存・発信の大きな拠点であった琵琶湖文化館が休館中であり、このことは、文化財の保存と魅力発信に大きな影響を及ぼしている。
- 魅力発信の有力な手段である展覧会事業を実施できていないため、そこに行けばいつでも近江の仏教美術等の文化財に触れ、味わうことができるという状況がなくなっているのは、県民にとっても、県外から訪れる人にとっても、非常に残念なことである。
- また、調査研究による魅力の掘り起こしや、地域への専門的管理指導、他の博物館との連携なども大幅に機能を縮小している状態である。
- 琵琶湖文化館の収蔵品は、滋賀の先人が生み、守り、伝えてきた貴重な文化財であり、県民共有の宝ともいえる。その価値を多くの県民が享受し、仏教美術をはじめとした滋賀の文化財の魅力を県内外に積極的に発信する機能の再生は喫緊の課題である。



(県政モニターアンケート調査)

Ⅲ 近江の仏教美術等の魅力発信の方向性と取り組みの方策

1 基本的な考え方

- 滋賀には長い時間をかけて築き上げられた人と自然の調和から生み出された身近な美がある。それは日常的な感覚の中から生まれ、地域や人が支え合い、守ってきた美である。
- 「美の滋賀」発信懇話会からその魅力の発信が期待されているこうした滋賀の「美」のひとつに近江の地で長い歴史を持つ仏教美術がある。
- また、神社建築の豊かさが近江の文化財の大きな特徴であり、神道に関する文化財の魅力も滋賀の誇る「美」の大切な要素である。

- こうした仏教美術等の近江の文化財は、大きな社寺により守られてきたものだけでなく、県内に広く分布し、地域の暮らしに根付き、信仰と深く結びつく中で大切に守られてきた。近江の文化財は地域の人びとの生き方、暮らし方や風土と分かちがたいものであり、そのこと自体が大きな特色でもある。
- このような近江の仏教美術等の魅力や奥深さは全国でも類を見ないものであるにもかかわらず、県民自身や県外の方に十分知られていない。

- このため、滋賀らしい「美」として、人びとの暮らし方や風土も含めた近江の仏教美術や神道美術の奥深い魅力や価値を発信していくこととする。
- その発信にあたっては、まずは知ってもらうこと、現地へ足を運んでもらうこと、さらに地域の人びとが文化財を守り、次世代へ引き継ぐ努力をしていくことを支える仕組みが重要である。

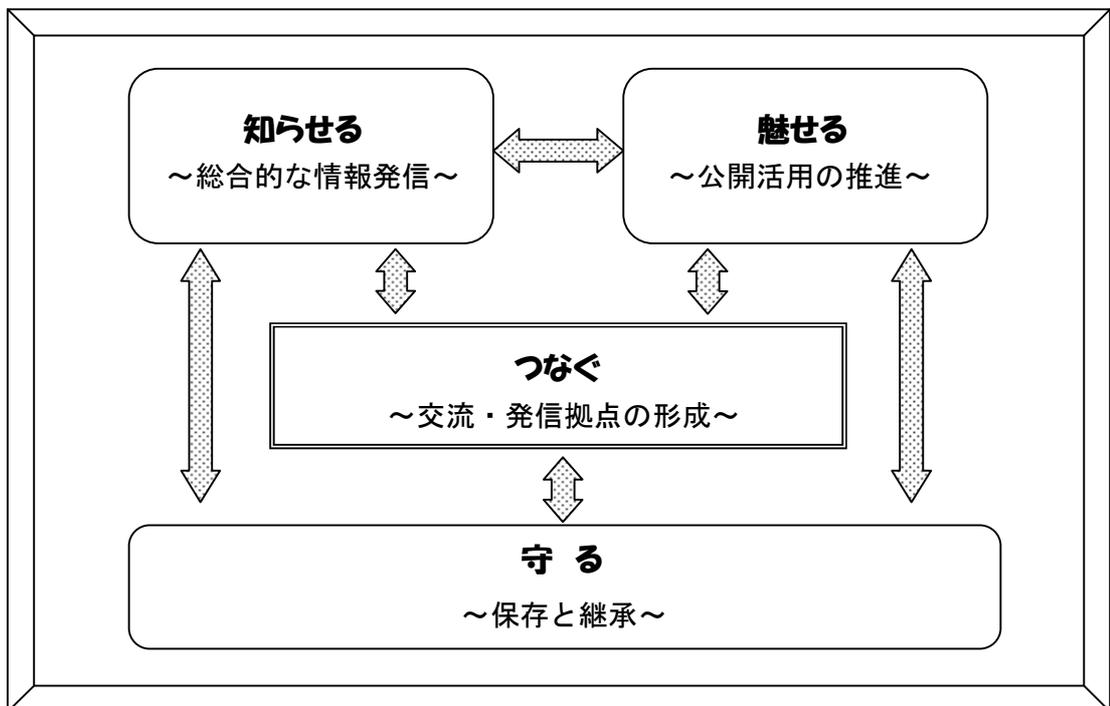
- 以上のような点を踏まえた近江の仏教美術等の魅力発信の取り組みを通じて、文化財保護意識の高揚を図るとともに、滋賀の「美」の発信、観光の振興、地域の活性化、ひいては県民の誇りにつなげていく。

2 取り組みの方向性および具体的方策

(1) 取り組みの方向性

「基本的な考え方」を踏まえ、近江の仏教美術等の魅力発信については、次の4つの方向性で取り組む必要がある。

- ・ 県民自身や県外の方に十分知られていない現状を踏まえた「知らせる ～総合的な情報発信～」取り組み
- ・ 人びとの暮らし方や風土も含めた奥深い魅力や価値を、現地へと足を運んでもらうことで体感してもらうための「魅せる ～公開活用の推進～」取り組み
- ・ 地域の人びとが文化財を守り、次世代へ引き継ぐ努力をしていくことを支えるための「守る ～保存と継承～」取り組み
- ・ こうした取り組みを一体的に行えるような「つなぐ ～交流・発信拠点の形成～」取り組み



- こうした取り組みは、地域住民、所有者、博物館、市町、事業者などと県行政とが力を合わせ、連携・協力して進めていく必要があり、特に「つなぐ」取り組みは今後重要なものとなってくると考えられる。

(2) 具体的方策

知らせる ～総合的な情報発信～

近江の仏教美術等の美の魅力について県内外での認知度を高めるとともに、地域の人びとにとって自分たちの誇りとなるよう、各種媒体を通じた情報発信を行う。

- 【具体的方策例】**
- ・ テーマ性、演出性に富んだ仏教美術等の文化財の県内外での積極的な展示や地域での公開
 - ・ 県内に点在する多様な仏教美術等についての詳しい情報を検索しやすく発信するインターネットを通じたバーチャルミュージアム
 - ・ 近江の文化財やそれを取り巻く人びとの暮らし等をテーマとする多様で若い人の関心も引くような出版物や映像の創出
 - ・ ブログなどで誰もが当事者として近江の仏教美術等の情報を受・発信するICT（情報通信技術）を活用した取り組み

➡ 地域の生き方や暮らし方を含めた近江の文化財の奥深い魅力や価値への案内

魅せる ～公開活用の推進～

近江の仏教美術等との深い出会いを創出するため、どこにもない滋賀ならではの観光に向けた条件整備など、公開活用の推進を図る。

- 【具体的方策例】**
- ・ 地域の風土と近江の仏像や社寺建築等を一体化した観光コースの設定（ブロック単位の周遊ルート、食や自然と一体となったルートなど）
 - ・ 周遊のための基盤づくり（ガイドブックづくり、サイン等の充実、ランドマーク〔核となる観光資源〕の設定など）
 - ・ 近江の文化財への理解が深いボランティアガイドの育成

➡ 自ら足を運び、暮らしの場とつながり、交流し、味わえる喜びの醸成

守る ～保存と継承～

近江の文化財の価値や魅力を発信しながら、地域コミュニティや社寺、施設等で守り、次世代への継承を図る。

- 【具体的方策例】**
- ・ 建造物の修理現場を公開するなど、文化財保護への理解を深め、守りつつ、その魅力を発信する取り組みの推進
 - ・ 若い世代や子どもたちが近江の仏教美術等の美の魅力について多面的に学び、体感できる機会づくり
 - ・ 地域で近江の仏教美術等の価値を自ら学び、伝える人材の育成
 - ・ 地域で守ることを可能とするための、所有者・地域等への日常的な維持管理に関する啓発や技術指導、文化財修理の支援

➡ 見て理解して守ることを通した、地域の絆と文化の次世代への継承

つなぐ ～交流・発信拠点の形成～

近江の文化財やそれを取り巻く地域の暮らし、文化や風土の魅力を知り、体感するための入口としての機能を持ち、県内外の人や機関と協働しながら様々な事業のコーディネートを行う交流・発信拠点機能の整備を図る。

- 【具体的方策例】**
- ・ 文化財や観光関連の情報のワンストップ型サービスをする近江の仏教美術等のセンターとしての機能の展開
 - ・ 県内各地域の寺社や博物館とのネットワークづくりや、県外の博物館や各種メディアとの連携事業の実施
 - ・ 近江の仏教美術等の関連情報の収集やデータベース化の推進
 - ・ 近江の文化財を愛する県民や利用者が専門家とともに調査研究、情報発信を行うわかりやすく、楽しいワークショップの実施

➡ 近江の仏教美術等の美の入口としての交流・発信拠点機能の形成

IV 琵琶湖文化館の沿革および現状と課題

1 沿革と果たしてきた役割

(1) 沿革

- 琵琶湖文化館は、昭和 36 年 3 月に、博物館として、また文化財受託庫、望湖楼、水族館、植物園、プール、レストランなどを備えた総合施設として、県内外の多くの方の寄附を得て開館した。
- 以来、時代の要請に応え、専門的な博物館が建設される都度、一部の機能を移すなどして、様々な変遷を経てきたが、その間、終始一貫して、仏教美術を中心とした滋賀の文化財を活動の柱としてきた。
- 質・量ともに国立博物館に準ずるレベルの貴重な文化財の収蔵・展示を中心に、県内の文化財所有者や博物館、行政等と連携して本県の文化財の保存・活用や観光振興などに大きな役割を果たしてきたものである。
- しかしながら、近年の県の財政状況の悪化、施設の老朽化や耐震対策、バリアフリー化など、様々な課題のため、平成 20 年度から休館している。
- このような中、現施設については、建設後半世紀が経過し、手狭な一方で増改築が困難であり、新たな収蔵品の収集、保管、展示への制約が大きいことなどから、平成 21 年 12 月の『公の施設見直し計画』において、現施設の機能は廃止することとし、「別の展示保存施設」の確保に努めることとされた。

琵琶湖文化館の沿革

昭和36年 3月	琵琶湖文化館開館
昭和51年 1月	文化庁長官による重要文化財の公開施設（勸告・承認出品館）
昭和52年 8月	博物館法に基づく登録博物館に登録される
昭和59年 8月	県立近代美術館開館（絵画109件を近代美術館に移管）
平成 4年11月	県立安土城考古博物館開館（主な考古資料を安土城考古博物館に移管）
平成 8年10月	県立琵琶湖博物館開館（水族部門を琵琶湖博物館に移管）
平成 8年12月	重要文化財の公開承認施設として承認される（全国に109館）
平成20年 4月	収蔵機能、調査研究機能は維持し、休館
平成21年12月	県の「公の施設見直し計画」が策定される

(2) 果たしてきた役割

仏教美術等の文化財を専門分野とする唯一の県立博物館として、琵琶湖文化館の果たしてきた機能についてまとめると次のとおりとなり、本県の文化財の保存、発信の拠点として大きな役割を果たしてきたものとする。

① 文化財の収蔵・管理および技術指導機能

ア 本県ゆかりの貴重な文化財の収集・収蔵

- ・ 展示公開・調査、火災・盗難予防などによる受託や一時預かり
- ・ 良好な収蔵環境での管理

イ 文化財の保存修理や保存環境の保守等のための所有者・地域等への技術指導（国、市町教育委員会、保存修復技術者などと連携。市町博物館等へも助言）

⇒ 地域と連携し、県内各地の仏教美術等の文化財の保護に大きな役割

② 文化財の公開・活用機能

ア 展覧会活動

- ・ 勸告承認出品館（昭和 51 年）、公開承認施設（平成 8 年）として、特に国宝や重要文化財を活発に公開・活用

イ 県内外の博物館への収蔵品の貸し出し、公開

⇒ 「実物」の文化財を通じ、滋賀の文化や歴史を県内外に紹介する窓口

③ 調査研究機能

ア 独自の調査研究、他の博物館等との共同研究や行政等からの依頼による研究

イ 「研究紀要」の発行、学会誌への発表など

⇒ 膨大で資料価値の高い 2 次資料群（調査資料、写真資料など）

④ 教育普及、人材育成等の機能

ア 講座や講演会の開催や情報発信

- ・ 文化財保護行政との共催での連続講座やホームページ運営 など

イ 学校教育との連携

ウ 「琵琶湖文化館友の会」の支援

エ 専門的人材育成

- ・ 県内の市町博物館の若手学芸員の研修・養成、博物館実習の学生受け入れ

⇒ 人びとの学びの場、多くの人材が育つ場

⑤ 文化財保護行政の拠点機能と観光の拠点機能

ア 文化財保護行政の拠点機能

- ・ 文化財調査、新指定文化財の紹介など。本来業務の一環として実施。

イ 観光の拠点機能

⇒ 文化財保護から観光拠点まで幅広い役割

2 琵琶湖文化館の現状と課題

(1) 収蔵品について

琵琶湖文化館は、国宝2件（17点）、重要文化財64件（197点）を含む豊富で質の高い収蔵品を有する。その中心は仏教美術等であるが、滋賀県ゆかりの近世絵画等も収蔵している。

数字は件数（ ）内は点数 平成23年3月15日現在

種別	絵画	彫刻	工芸	書跡典籍
館蔵品	219 (267)	6 (6)	170 (247)	428 (541)
受託品	327 (462)	69 (219)	134 (1,357)	196 (4,330)
合計	546 (729)	75 (225)	304 (1,604)	624 (4,871)
うち国宝	1 (15)		1 (2)	
うち重文	21 (33)	27 (130)	11 (18)	4 (14)
うち県指定	16 (17)	6 (7)	17 (1,148)	17 (1,118)

歴史資料	民俗資料	考古資料	合計
4 (101)		50 (230)	877 (1,392)
4 (22)	1 (2)	21 (107)	752 (6,499)
8 (123)	1 (2)	71 (337)	1,629 (7,891)
			2 (17)
1 (2)			64 (197)
2 (104)			58 (2,394)

- ・ 国宝・重要文化財の収蔵件数は、全国の博物館の中で第6位となっている。
- ・ 収蔵点数の約8割は寄託品であり、県内の美術工芸分野の国宝・重要文化財の約10%、県指定文化財の約25%の寄託を受けている。

(2) 建物の規模・構造および人員体制について

① 規模・構造

- ・ 鉄筋コンクリート造 地上5階建て
- ・ 延べ床面積 4,793 m²

収蔵庫床面積 561 m² (収蔵庫前室を含む)

展示室床面積 908 m² (本館、連絡館、別館の4室の合計)

② 人員体制 (平成23年4月1日現在)

- ・ 館長1名ほか兼務職員4名 (県文化財保護課兼務)
- ・ 学芸員2名、事務員1名 ((財) 県文化財保護協会へ運営委託)

(3) 建物に関わる課題について

① 立地上の問題

- ・ 湖上にあることは、物理的に大きな制約となり増改築が困難であるとともに、文化財の収蔵や公開には理想的とはいえない。
- ・ 専用の駐車場が確保できない。

② 博物館として使用する場合の問題

- ・ 博物館として最も重要な機能を担う「収蔵庫」がほぼ満杯だが、適正な保管環境を確保しながら拡大することが難しい。
- ・ 建物構造上、来館者と展示品等の出入り口が分離できない。

③ 建物自体の問題

- ・ 老朽化が著しく、バリアフリーへの対応や空調設備の設置、耐震対応などができていない。
- ・ 上記に対応する場合、改修工事は全面的なものとなり、水抜きなどの特殊な工事も必要になる。
- ・ 仮に大規模な改修工事を行ってもなお、現施設の活用には「① 立地上の問題」および「② 博物館として使用する場合の問題」は残る。

④ その他

- ・ 現地で改修する場合、大量の文化財を確実に一時保管できる施設を確保できる見通しが無い。

(4) 機能等に関わる課題について

① 展示・収蔵に関わる問題

- ・ 文化財の保管の必要性が増大し、寄託品は増えているが、収蔵庫はほぼ満杯である。
- ・ 豊富で質の高い収蔵品が十分活用できていない。展示の再開を求める声がある。
- ・ 社寺等の所有者からは、適切な保管の継続や展示の再開を求める声などがある。県外の博物館への移管などの可能性を検討する所有者もいる。

② 教育普及、調査研究、人材育成機能などの縮小

- ・ 教育普及や調査、人材育成機能などの縮小によって、仏教美術等の本県の文化財のすばらしさを知る機会や価値ある文化財の調査・発掘、文化財保護への意識に影響を与えていく恐れがある。

③ 文化財を取り巻く保護環境の悪化

- ・ 地域の気候の温暖化や伝統的な生活文化の希薄化、組織的な文化財の盗難事件の発生がある。
- ・ 所有者、地域の博物館、市町教育委員会などへの専門的な助言や、文化財を緊急に保管するような機能の継承や、県内での修理機能の確保を求める声がある。

V 「別の展示保存施設」の確保方策

1 検討の前提

- 本委員会としては、本県の文化財を守り、次の世代に引き継ぐとともに、県内外にその価値や魅力を発信するためには、琵琶湖文化館の機能をしっかりと継承する「別の展示保存施設」の確保はまさに喫緊の課題であると考えてる。

その方向性については、以下の前提で検討を行った。

- 既存施設の活用を図ることを前提とし、できる限り既存施設を活用するものの、必要な場合には改修や増改築を行う。
- その既存施設については、琵琶湖文化館の機能の継承、施設の管理運営上の効率性などの観点から、県立の登録博物館である「近代美術館」「安土城考古博物館」「琵琶湖博物館」の3施設を候補とする。

※ 既存の県立博物館を候補とする理由

- ① 琵琶湖文化館の機能の継承
収蔵、展示、調査研究など、必要な博物館機能を円滑に継承することが可能。
 - ② 博物館の施設・設備の効果的な活用
企画展示室、エントランス、レストラン、ショップなどを共用し、施設の有効活用が可能。
 - ③ 効率的な管理運営
管理部門の統合化を図ることにより、効率的な管理が可能。
- こうした前提の中で、「別の展示保存施設」に必要な機能と望ましい設置場所について整理すると次のとおりとなる。

2 求められる機能

- 琵琶湖文化館の役割をしっかりと再生・充実することにより、Ⅲの「2 取り組みの方向性および具体的方策」の『知らせる』『魅せる』『守る』機能を自ら持ちながら、地域、所有者、県内外の博物館、事業者など様々な主体を『つなぐ』機能を持つ、近江の文化財保護のための交流・発信拠点を形成することができる。
- このような観点から、「別の展示保存施設」には、これまで琵琶湖文化館が果たしてきた役割を継承・充実するとともに、新たな時代に対応するために次のような機能が求められると考える。

1 琵琶湖文化館の機能の継承

① 文化財の収蔵・収集機能

厳格な管理が求められる文化財を、適切に収蔵管理する機能
受託等により文化財を収集する機能

② 地域の文化財保護を支援する機能

一時預かり、保存修理のための技術指導など、国や市町、所有者、保存修復技術者等と連携しながら、文化財を扱う県立博物館として地域の文化財保護を支援する機能

③ 文化財の展示公開機能

仏教美術など琵琶湖文化館の収蔵品に適合し、その魅力を十分引き出すことができるような「常設展示」「企画展示」を行うとともに、県内外の博物館への収蔵品の貸し出しによる公開にも対応する展示公開機能

④ 調査研究機能

独自の調査研究や県内外の博物館等との共同研究、およびその成果の発表、また写真資料などの2次資料の収集整理などの調査研究機能

⑤ 教育普及機能

講座や講演会の開催、学校教育との積極的な連携により子どもたちが滋賀の文化財の価値や魅力に触れる機会の確保、ホームページによる情報発信などの教育普及機能

⑥ 専門的な人材の育成機能

県内の市町博物館の学芸員の研修などの人材育成機能

2 新しい時代に対応するために広がり求められる機能

⑦ 様々な主体と連携した積極的な情報の受・発信機能

近江の仏教美術等の魅力を知るための「入口」として、県内社寺や博物館等とつながり、様々な情報を収集し、色々な声を受信するとともに、各種媒体を通じて積極的に情報発信することで、県民自身や県外の方を近江の仏教美術等の奥深い魅力へと導く機能

⑧ 観光推進の拠点機能

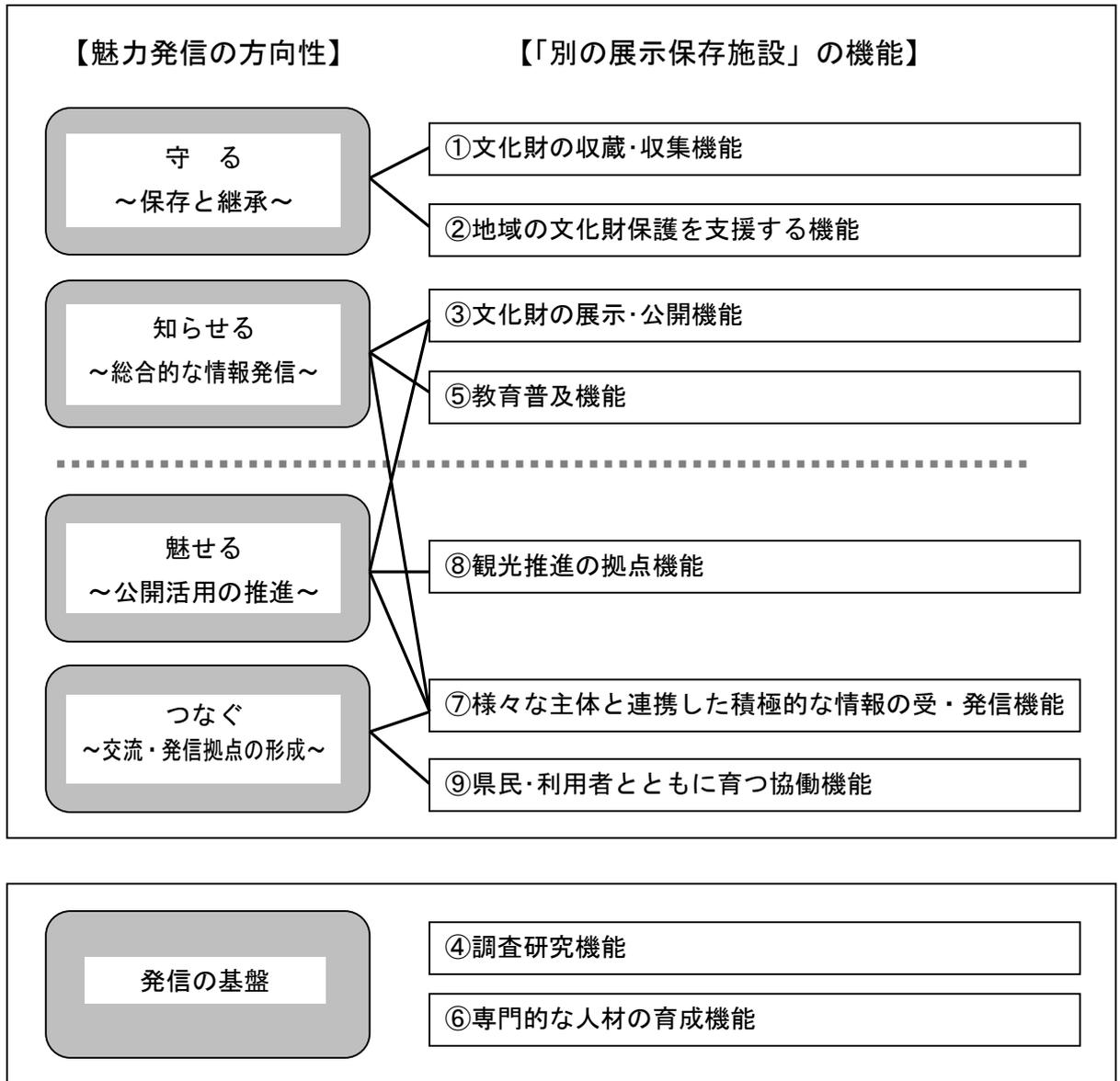
観光スポットとしての役割に加え、県内に広く分布する近江の文化財の奥深い魅力や、滋賀の歴史などの情報をワンストップ型サービスで提供する観光情報の発信拠点としての機能

⑨ 県民・利用者とともに育つ協働機能

地域で歴史文化などを学習・研究する県民や若い世代の活動拠点となることや、子どもが楽しく文化財を学べる機会を設けること、ボランティアの養成に取り組むこと。また、地域に出向いて行う学習・交流の場づくりなど、県民や利用者とともに育つ機能

- こうした機能が一体的、有機的に働くよう整備することで、仏教美術等をはじめとする近江の文化財を総合的に取り扱い、県民や社寺、博物館、観光事業者、専門家などによる、文化財を守り、魅力を発信するネットワークの新しい拠点の形成が期待される。

- 今後、近江の仏教美術等の魅力発信に向けて取り組むべき方向性と、「別の展示保存施設」に求められる機能を整理すると次のとおりとなる。



(注) 「別の展示保存施設」の機能との関係を整理しているものであり、魅力発信の取り組みについては、地域住民、所有者、博物館、市町、事業者、県など全体の連携・協力が必要である。

3 候補および設置場所について

- 琵琶湖文化館の機能の継承にあたっては、県立の登録博物館である「近代美術館」「安土城考古博物館」「琵琶湖博物館」の3候補から選定し、その既存の機能や施設を活用するものとして、現状や活用に向けての課題の比較、琵琶湖文化館寄託者の意向をもとに総合的に検討した。

(1) 選定にあたっての課題の比較

※ 琵琶湖文化館の機能継承および近江の仏教美術等の発信施設に適合する点は○、課題は△であらわしている。

	①テーマ・理念	②施設・敷地条件
近代美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近代日本画、郷土の美術、現代美術というテーマのうち郷土の美術から仏教美術等への広がり可能性がある。 ○ 企画展事業において仏教美術等をテーマとする事業を実施している。 ○ 琵琶湖文化館が収蔵する滋賀ゆかりの近世絵画等とテーマとの親和性が高い。 ○ 今後の美術館の方向性について見直しが検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画展示室は 448 m²が2室（合わせて約 900 m²）ある。 △ 収蔵庫(約 850 m²)に余裕はなく、増設等が必要となる。 ○ 敷地面の余裕がある。
安土城考古博物館	<ul style="list-style-type: none"> △ 考古・古代史のイメージが形成されている。安土城など城郭がテーマの一つだが、仏教美術等とはつながりにくい。 ○ 企画展事業において仏教美術等をテーマとする事業を実施している。 △ 琵琶湖文化館の収蔵品の特別陳列を除いて近世絵画等の企画展示はされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> △ 企画展示室は 295 m²で大規模な展覧会を行ううえでは手狭である。 △ 特別収蔵庫(約 196 m²)に余裕はなく、増設等が必要となる。 ○ 敷地面の余裕がある。
琵琶湖博物館	<ul style="list-style-type: none"> △ 湖と人間の共存関係の構築をメインテーマとする自然史、環境の博物館としてのイメージが形成されている。 △ 仏教美術等をテーマとする事業は実施されていない。 △ 琵琶湖文化館が収蔵する滋賀ゆかりの近世絵画等とテーマとの親和性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> △ 企画展示室は 555 m²で大規模な展覧会を行ううえでは手狭である。 △ 特別収蔵庫(約 300 m²)に若干の余裕があるが十分ではなく、増設等が必要となる。 ○ 敷地面の余裕がある。

	③国宝・重文の取扱い	④人的条件	⑤立地条件
近代美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要文化財を所蔵(屏風) ○ 公開承認施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本美術史(2名)、工芸(非常勤1名)を専門とする学芸員が配置されており、人的配置の厚みが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最寄り駅からのバスの本数が比較的多い。 ○ びわこ文化公園に立地。文化施設が集中している。
安土城考古博物館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要文化財を所蔵(ただし銅鐸など考古資料) ○ 公開承認施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仏教美術(1名)を専門とする学芸員が配置されており、人的配置の厚みがある程度期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> △ 最寄り駅からのバスは1日数本(平日のみ)である。 △ 風土記の丘は、古墳、遺跡、安土城・観音寺城の4史跡で構成されている。
琵琶湖博物館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要文化財を所蔵(古文書) △ 公開承認施設でない 	<ul style="list-style-type: none"> △ 美術分野を専門とする学芸員は配置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> △ 最寄り駅からのバスの本数が比較的小さい。 △ 周辺一帯は植物公園や風車など環境関連施設が集中している。

(2) 寄託者に関わる検討

琵琶湖文化館の収蔵品点数の約8割は受託品であり、所有者の意向が大事な要素となるが、その意向等についてまとめるとおよそ次のとおりとなる。

ア 「別の展示保存施設」の確保に向けて必要なこととして、利用者にとっての交通アクセスの良さや、テーマ・コンセプトのつながり・共通性、文化財の一時返還等に伴う所有者との間の利便性などが挙げられている。

イ 現在の寄託者は、大津市の方が全体の約3割を占め、湖南地域と合わせると全体の約5割となっている。

ウ こうしたことから琵琶湖文化館が果たしてきた機能をしっかりと継承するのにふさわしい施設として「近代美術館」を望まれている寄託者が多い。

(3) 設置場所について

- こうしたことを、総合的に検討した結果、「別の展示保存施設」の設置場所については、本委員会として「近代美術館」がふさわしいと判断する。
- また、そのことにより、以下のようなことが可能となることも考え合わせ、近代美術館に必要なスペースを確保し、琵琶湖文化館の機能を再生・充実することが最も適切であると考える。
 - ① 仏教美術等の文化財、県立近代美術館の資産である郷土ゆかりの作家作品や現代美術、アール・ブリュットを含め、滋賀が誇る美の魅力を発信する「美の滋賀」のコンセプトを実現する拠点とすることができる。
 - ② 先人が築き、つないできた滋賀ゆかりの美について、古代から近代・現代までを通してトータルに受・発信することができる。
 - ③ 近代美術館では、これまでから仏教美術等に関わる企画展を積極的に実施されてきたが、仏教美術等の文化財の大規模な収蔵品が加わることで、美術館が伝える情報や価値の幅を大きく広げ、独自性や存在感を発揮することに寄与できる。

VI 近江の仏教美術等の文化財の新しい交流・発信拠点の整備に向けて

- 近代美術館は、琵琶湖文化館の機能を継承する「別の展示保存施設」として、Vの「2 求められる機能」を備えることで、近江の仏教美術等の文化財の新しい交流・発信拠点の役割を担うことが求められる。
- このことは、本委員会からの期待として、4回の議論を経て10月に実施した「中間まとめ」とともに、滋賀県立近代美術館機能・発信力強化検討委員会（以下「近代美術館検討委員会」という。）に報告された。
- 近代美術館検討委員会では、本委員会およびアール・ブリュット発信検討委員会からの期待も踏まえて「近代・現代美術と合わせて仏教美術等やアール・ブリュットを含め、滋賀の独自性のある美を扱っていくことを中心に、館の理念を基本から見直し、新たな美術館（以降、「新生美術館」といいます）として再スタートすることが必要」とされている。
- 本委員会としては、琵琶湖文化館が果たしてきた機能をしっかりと継承して、新生美術館が、近江の仏教美術等の文化財の新しい交流・発信拠点の機能を持つ必要があると考えており、新しい交流・発信拠点の整備に向けての考え方を以下にまとめる。

1 新しい交流・発信拠点の施設構成について

- 新生美術館が、近江の仏教美術等の文化財の新しい交流・発信拠点としての機能を発揮するための施設構成については、概ね次のような部門が必要になると考えられる。
 - ① 収蔵部門
 - ② 展示部門
 - ③ 情報発信部門
 - ④ 交流部門
 - ⑤ 調査研究部門
 - ⑥ 企画事務部門

2 新しい交流・発信拠点のあり方について

(1) 各部門に求められるスペース

- 新しい交流・発信拠点に必要な各部門に求められる機能やスペース、その留意点は、次のとおりであり、特に収蔵スペースと常設展示スペースについては、一体性を持たせることが必要であるが、今後の方向性が検討される中で、既存スペースが不足する場合は、増設・改築等により確保する必要がある。

部門	機能区分	スペース	留意点
収蔵部門	①文化財の収蔵・収集機能	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵スペース ・収蔵スペースに関連する諸室 	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖文化館の収蔵品を移管する。 ・将来の寄託ニーズにも応えられる面積を確保する必要がある。
	②地域の文化財保護を支援する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保管スペース ・修理作業スペース ・相談スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり、保存相談等に対応する。 ・文化財修理に対応するスペースを新たに設ける。
展示部門	③文化財の展示公開機能	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示スペース ・企画展示スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示は、仏像彫刻の大きさに適合する規格と、仏教美術の魅力を引き出す工夫に留意する。
情報発信・交流部門	⑦様々な主体と連携した積極的な情報の受・発信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信スペース ・交流・協働スペース ・セミナースペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信スペースには、近江の仏教美術等の解説と各地域の情報の紹介により、現地へと足を運ぶきっかけとなる機能を持たせる。 ・交流・協働スペースは、県民、利用者による学習・研究やボランティア活動のための空間とする。 ・わかりやすく、誰でも関わっていただける積極的な取組みができるような空間づくりに配慮する。
	⑧観光推進の拠点機能		
	⑤教育普及機能		
	⑨県民・利用者とともに育つ協働機能		

部門	機能区分	スペース	留意点
調査研究部門	④調査研究機能	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸・研究スペース ・資料保管スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖文化館の保有する多数の写真・書籍等に移管する必要がある。
	⑥専門的な人材の育成機能		
企画事務部門、管理部門		<ul style="list-style-type: none"> ・管理・共用スペース 	

(注) 機能区分は、「別の展示保存施設」に求められる機能 (P16～18) に対応している。

(2) 運営等にあたって配慮すべき事項

- 近江の仏教美術等の魅力発信にあたり、また、琵琶湖文化館の機能を継承するにあたって配慮すべきことを整理すると以下のとおりとなる。
 - ・ 活動を担うべき学芸員等の確保など、適切な組織・体制を備えることに十分に留意すべきであること。
 - ・ 琵琶湖文化館の収蔵品点数の約8割は寄託品であり、所有者が安心して寄託できる環境を整え、所有者の意向を大切にすることが重要であること。
 - ・ 琵琶湖文化館の後継施設として、再び「勸告・承認出品館」(文化庁長官による国宝・重要文化財の公開施設)となるよう努力するべきであること。
 - ・ 琵琶湖文化館は、文化財調査や指定文化財の紹介など、博物館としての本来業務の一環として、県教育委員会文化財保護課と協働して文化財保護の一翼を担ってきており、こうした機能の継承も重要であること。
 - ・ 県立博物館の一つとして、琵琶湖文化館がこれまで培ってきたネットワークを活かすとともに、専門的・技術的な助言、共同事業の実施など、市町立博物館など県内の博物館との連携・協力を図ること。
 - ・ 近江の仏教美術等は、それを取り巻く地域の暮らし、文化や風土と一体として発信することで滋賀ならではの美の魅力を発揮できるものであること。
 - ・ 近年、見せ方などにも工夫をこらし、社寺内の雰囲気再現するような展示空間を演出する例や、文化財の修理作業を見学するなどのバックヤードツアーを行う例もあり、適切な保存環境を確保しながら、こうした工夫も検討すべきであること。

VII おわりに

本委員会では、近江の仏教美術等の魅力の県内外への発信や活用の方策と、琵琶湖文化館が果たしてきた機能を継承する「別の展示保存施設」の確保方策という2つの事項について検討してきた。

まず一つ目の項目であるが、近江の仏教美術や神道美術は、その豊富さと質の高さ、琵琶湖とそれを取り巻く山々の景観に溶け込み風土と一体となった魅力など、滋賀ならではの「美」である。

芸術としてだけで語れるものではなく、長い歴史を越えて先人たちにより大切に守られてきたものであり、いまでも地域の暮らしや信仰と深く結びついているものである。そうした「美」の土壌はまさしく近江の地域文化であり、地域の人びとの心であって、人びとの思いに寄り添った魅力発信が求められる。

こうした魅力発信の取り組みを通じて、近江の仏教美術等を多くの人に知っていただき、観光振興や地域の活性化を図っていくことで、全国的な評価を得、県民の誇りを醸成するとともに、文化財を守る意識にもつなげることが可能である。優れた「美」を見せながら積極的に守る気運を県全体に広げていただきたい。

魅力発信の取り組みを効果的に展開するためには、様々な主体による積極的な関わりが必要である。県行政はもちろん、所有者や地域、市町、国等がそれぞれの役割を果たし、文化財の保護が円滑に進むこと、そして、文化振興、観光振興、学校教育、生涯学習など他の分野との横断的な連携が不可欠であろう。

二つ目の「別の展示保存施設」の確保方策については、県立近代美術館の活用がふさわしいとしたところである。

琵琶湖文化館の50年以上にわたる実績、培ってきた信頼やネットワークは、新生美術館の大きな財産となり得るものであり、来年度以降の県による検討においても、これまでの様々な資源を活かした美術館の再スタートを検討されることが重要である。新生美術館には、琵琶湖文化館が果たしてきた機能を継承する拠点として、文化財保護の一翼を担うことが求められることも踏まえて検討いただきたい。

新生美術館が、人びとの暮らしや風土も含めた近江の仏教美術や神道美術の奥深い魅力や価値を発信するとともに、新しい交流・発信拠点の機能をしっかり果たしていただきたい。

近江の各地の長い歴史の中で、多くの人の手によって生み出され、守られてきた仏教美術や神道美術は、県民共有の大きな財産であり、「美の滋賀」の中心をなすものと言っても良いのではないだろうか。

先人の培ってきた「神と仏の美」がしっかりと守られ、次の世代へ引き継がれながら、その魅力や奥深さで県内外の人に心の安らぎをもたらし、人と人との絆を結び直す契機となり、そして、県民にとっての誇りにもつながっていくよう期待している。

参 考 资 料

近江の仏教美術等魅力発信検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 近江の特色である優れた仏教美術等の魅力の県内外への発信や活用の方策と琵琶湖文化館が果たしてきた機能を継承する別の展示保存施設の確保について検討するため、近江の仏教美術等魅力発信検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、滋賀県教育委員会教育長の求めに応じて、次の事項について意見交換を行い、その結果を提言として報告する。

- (1) 近江の仏教美術等の魅力の県内外への発信や活用の方策に関する事
- (2) 琵琶湖文化館が果たしてきた機能を継承する別の展示保存施設の確保に関する事
- (3) その他、委員会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者、仏教美術関係者、博物館関係者、その他必要と認められる者のうちから、10人以内の委員で構成する。

- 2 所掌事項を処理する上で必要が生じた場合は、委員以外の専門的知識経験を有する者の参画を求めることができる。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選によって定める。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、代表する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

近江の仏教美術等魅力発信検討委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	職 名	備 考
いしまる しょううん 石丸 正運	美術史家 滋賀県文化財保護審議会委員	
おおの さおり 大野 沙織	滋賀県立大学大学院生	
おかたに ふさこ 岡谷 ふさ子	竜王町教育委員会教育長	
きむら よしひろ 木村 至宏	成安造形大学附属近江学研究所長 成安造形大学名誉教授	委員長
ささき えつや 佐々木 悦也	長浜市長浜城歴史博物館副参事	
さ の ち え 佐野 千絵	東京文化財研究所 保存科学研究室長	
つじむら ことみ 辻村 琴美	新江州株式会社 MOH通信編集長	
ねだち けんすけ 根立 研介	京都大学大学院教授 滋賀県文化財保護審議会委員	
はまなか こうれい 濱中 光礼	金剛輪寺住職	
ひゅうが すすむ 日向 進	京都工芸繊維大学教授 滋賀県文化財保護審議会副会長	

(平成23年6月現在)

「美の滋賀」づくりの推進

3つのめざす姿

深みのある日常に心の安らぎや豊かさを覚えながら県民が楽しく元気に暮らしている多様な営みの中で、人や地域のつながりを県民が実感している
そうした滋賀の新しい暮らしぶりを県外の人がうらやましく思う

「滋賀をみんなの美術館に」

- ・ 滋賀の様々な美を人と人がつながり合い交差しながら伝えていく「場」
- ・ 美を通して誰もが関わりつながれる「座」

暮らしの美・生活文化の美

アール・ブリュット(ART BRUT)

・ アジアの運動拠点をめざして、「日本、アジアのアール・ブリュットのいま」を発信

新しい21世紀の人間像の提案

近代美術館の資産

・ 過去から現在までの滋賀の美を再発見して、人びとの暮らしや世界、自然とつなげることで、未来の新たな人間像を問いかける

第一弾として
3つの美の編みなおし

神と仏の「美」

・ 人びとの暮らしや風土も含めた近江の仏教美術や神道美術の奥深い魅力や価値を発信
・ 新しい交流・発信拠点の整備

滋賀・琵琶湖で生まれ育まれてきた

自然の美・琵琶湖の美

県民や関係者ととともに「美の滋賀」の土壌をつくり、活動を活発化させる
新生美術館をつくり、地域や現場と交流しながら受発信する
滋賀の「美」の魅力を県民自らが伝える舞台をつくる

平成 23 年(2011 年)7 月 29 日

滋賀県立近代美術館機能・発信力強化検討委員会
近江の仏教美術等魅力発信検討委員会
アール・ブリュット発信検討委員会

委員の皆様

「美の滋賀」発信懇話会

座長 鷲田 清一

各委員会に期待することについて

本懇話会では、「美の滋賀」で何をめざし、どう発信していくのかについて、これまで 2 回にわたって議論を進めてまいりました。

現時点で我々は、これからの新しい時代にふさわしく、滋賀らしい「美」の発信のあり方である、「滋賀モデル」について、次のとおりに考えています。

各委員会におかれましては、これを十分に踏まえて検討を進めていただくよう期待を申し上げます。また、「美の滋賀」の取組は 3 つの分野をつなげていこうとするこれまでにない取組ですので、他の委員会の検討状況を視野に入れながら、幅広く議論を行い、場合によっては、委員会間で意見交換を行うといったことも含めて進めていただきたいと思います。

なお、参考といたしまして、本懇話会のこれまでの論点の資料を添付しますのでご覧ください。

記

滋賀の「美」とは

- 滋賀には長い時間をかけて築き上げられた人と自然の調和から生み出された身近な美がある。
- いわゆる「ハレ」の日の美ではない。日常的な感覚の中から生まれ、守られてきたもので、地域や人が支え合っている「美」である。
- 「美の滋賀」で考えるべき美は美術館の芸術的美だけではなく、生き方、暮らし方である。美的な価値と暮らし方を同時に提示するものである。
- 近代美術館の資産、仏教美術、アール・ブリュットは現代生活で忘れられてきたもの、本来、私たちの中にあつたものを総合的に再構成することができる。「美の滋賀」で、この 3 つをつなげることで、新しい 21 世紀の人間像の提案にもなる。
- しかしながら、この 3 つでは収まらない、多様な滋賀の「美」が存在しており、これらの再編集も必要である。

滋賀モデル（これからの滋賀らしい「美」の発信のあり方）の視点

- ① 人間の本质や人びとのつながりを取り戻すため、滋賀の「美」をこれまでの概念やジャンルにとらわれることなく、新たな共通性や関係性を持って発信する。

・本懇話会では、現在十分に生かし切れていない近代美術館の資産、仏教美術、アール・ブリュットの3つをつなげることで提案される新しい21世紀の人間像を現時点でのコンセプトとしている。

・美術館や博物館では、3つの検討委員会における議論の進展に併せて、コンセプトの刷新に向けた検討が進められることを期待する。

・また、「水」や「琵琶湖」という滋賀ならではのシンボルを活かしたコンセプトの具体化に向け、他の委員会と連携しながら検討されることを期待する。

- ② 人びとや地域が親しみ、支え合ってきた「美」で人をつなぎ、「美」を守ることを通して、地域そのものを次世代へとつなげる。

・仏教美術を地域の集落全体で守ってきたように、身近な「美」で人と人がつながり、地域全体で「美」を守っていくことの大切さを、子や孫の世代に伝え、残し、実践されていくことを通して、地域内のつながりが維持されることが重要。さらに、若い世代の転出等によって危機にある地域コミュニティの再生へとつなげる。特に、「3.11」後、地域の絆やつながりが求められており、「美」を通じた地域の絆の再生は重要な視点である。こうした視点をもって議論されたい。

・加えて、地域だけでなく、新たな「座」の形成を視野に入れて議論されることを期待する。

- ③ 地域で守ってきた「美」を見てもらいながら守っていく。

・集落で守ってきた仏教美術や施設等で守ってきたアール・ブリュットなど、現場（地域）で守ってきた「美」の魅力を外の人にも見てもらえるように公開し、見て魅力を感じてもらいながら、次の世代へつなげていく視点が必要である。高島市針江のカバタのようなイメージ。

・見てもらいながら守っていく方法について検討されることを期待する。

- ④ 施設に陳列した「美」を見せるだけでなく、創造活動の現場や暮らしの場とつながり、そうした現場と交流しながら受発信を行う。

・単に美術館や博物館に展示して見てもらうだけでなく、そこから作品の創造活動の現場や暮らしの場につながっていく。例えば、美術館などは滋賀の「美」のわかりやすい入口として、仏教美術やアール・ブリュット作品を展示するとともに、仏教美術が守られている地域、あるいはアール・ブリュット作品が生み出されている施設の造形活動の現場で「美」を見ることの魅力を伝えるとともに、現場で見られるようにつなぐ（情報提供、案内）。そして、現場では見て触れていただくだけでなく、地域の人びとや施設の職員、作家本人たちとの交流により、「美の滋賀」のホスピタリティを実践していく視点が必要である。

・創造活動の現場や暮らしの場とつながり、そうした現場と交流しながら受発信するための方法について検討されることを期待する。

⑤ 滋賀の「美」への敷居を低くする。しかし、質は落とさない。

・美術館は敷居が高い、子ども連れが入りにくいという声がある。家族連れや子ども連れなど誰もが気軽に参加できるような工夫や雰囲気づくりに努める必要がある。
・見せる「美」の質は落とさずに、敷居を低くする方法について検討されることを期待する。

⑥ 県民参加で取り組む中で県民自身に発見し理解してもらいながら、自分たちの声で、県民総ぐるみで滋賀の「美」の魅力を伝えていく。

・県民参加で進める中で、県民自身が自分たちの地域の「美」の魅力を発見し、その歴史や背景をよく理解しながら、自分たちの誇れる「美」として、自分たちの声で魅力を伝えていく。「美」の観光ボランティアのイメージ。外から来た人に、もてなしの心持ちで、地域全体、県民総ぐるみで地域の「美」の魅力を伝えていく視点が必要である。
・今後、県政全体で対応を検討してもらうことになるが、各委員会においては、この視点も念頭に置きつつ議論いただき、是非、積極的な提案をお願いしたい。

⑦ 「美」を通じた人と地域、社会の活動により、県民生活の満足度を高めるとともに、経済の振興、地域の活性化につなげる。

・「美」で実利を追求すべきという視点。上記①～⑥の視点に立った、人や地域、社会の「美」の様々な活動を通して、実際に県民が心の安らぎや豊かさを実感できること、特に、「3. 1 1」を受け、集落内のつながりや地域の絆の再生を実感できるようになることが必要と考えられる。また、観光誘客の増加による地元産業の振興、また、「美」を切り口にした新規産業の創出などの産業振興につなげ、地域の活性化を図っていく視点が必要である。
・今後、県政全体で対応を検討してもらうことになるが、各委員会においては、この視点も念頭に置きつつ議論いただき、是非、積極的な提案をお願いしたい。

「美の滋賀」発信懇話会 これまでの論点

1 「美の滋賀」で何をめざすのか

(1) 滋賀ならではの「美」の魅力

- 滋賀には長い時間をかけて築き上げられた人と自然の調和から生み出された身近な美がある。
- この滋賀ならではの「美」はいわゆる「ハレ」の日の美ではない。仏教美術やアール・ブリュットのように日常的な感覚の中から生まれて、守られてきたものであり、同時に、地域や人が支え合っている美でもある。
- 地域に“座”があり、人が内側に閉じこもらないで交流し、他者とつながっていくことで、地域もつながっていく。滋賀の美はそういうものだといえる。

(2) 「美の滋賀」とは

- 「美の滋賀」で考えるべき美は美術館の芸術的美だけではなく、生き方、暮らし方である。
- 「美の滋賀」とは、美的な価値と暮らし方を同時に滋賀モデルとして提示していくことである。
- 近代美術館の資産、仏教美術、アール・ブリュットは現代生活で忘れられてきたもの、本来、私たちの中にあつたものを総合的に再構成することができる。「美の滋賀」で、この3つをつなげることで、新しい21世紀の人間像の提案にもなる。
- しかしながら、この3つでは収まらない、多様な滋賀の「美」が存在しており、これらの再編集も必要である。

(3) 「美の滋賀」のホスピタリティ

- 「美の滋賀」のホスピタリティは、ただ、心安らかに迎えるだけのニーズに応えるホスピタリティではなく、自分自身の生き方、あるいは時代のあり方ということについて、問い返し、問い直しを求めるようなものである。そういう深い出合いをさせるような演出をしていく。
- このような演出をしていくということは、滋賀県で暮らす上で一番大事なものを守る、あるいは充実させていくということと同じであり、県民の住み心地向上にほかならない。

2 「美の滋賀」の発信

(1) 「美の滋賀」の何を発信していくか

- 滋賀には豊富な「美」の資源が存在する。その量を増やすとか、もっとこうしようということではなくて、今あるものをどう再編集、再構築するかということを考えていく。
- 日常的なものを超えたものがなだらかに連続していること、形のないしきりがあること、アソシエーション（座）、野性的なもの、人間の深部にあるもの、こういったキーワードで滋賀の「美」を再編集する。
- 上記のキーワードで再編集した近代美術館の資産、仏教美術、アール・ブリュットの3つで、美的な価値と憧れが起こるような暮らし方を「美の滋賀」として同時に提示し、生活の場と文化の再生につなげる。
- 今後、この3つのテーマに限らず、県民が気づいていなかった、滋賀県で暮らすことの潜在性、可能性をさらに取り出し、再編集を続けていく。

(2) 「美の滋賀」をどう発信していくか

- 「美の滋賀」発信にあたっては、「アソシエーション（座）」と「つなげる」をキーワードに、結果を急がず、未来に向けて、滋賀の「美」を結びつけていく。
- エンターテインメントでなく、つなげた滋賀の「美」の質を落とさず、むしろ向上させ、同時に敷居を低くして人が集まるという仕掛けを講じていく。
- 単純にわかりやすい、行きやすい場所で、そこに行ったら何かすごく楽しかったという「美の滋賀」の入口をつくる。この場合、美術館が大きな役割を担う。
- 地域や人によって支え合っている滋賀の「美」は、美術館と地域がつながって発信していく必要がある。

[美術館に求められるもの]

- ・ 創造的な鑑賞者を創出すること。
- ・ 子どもからお年寄りまで広い年齢層の人々がアート、文化を通して集まり様々なレベルのコミュニケーションが実現する場所を提案すること。
- ・ 美術館は人々のたたずまいや風景と融合して文化観光の核となること。
- ・ 現在を基点に過去と未来をつなげると同時に、地域と世界をつなげる多彩なアートの見せ方をすること。

[地域と美術館を結びつける方法]

- ・ アクセスの徹底的な改善。デザインされた魅力的なアートバスの「運行」などの工夫。
- ・ 明るく入りやすい雰囲気。時間的にもプログラムのにも開かれた美術館であること。

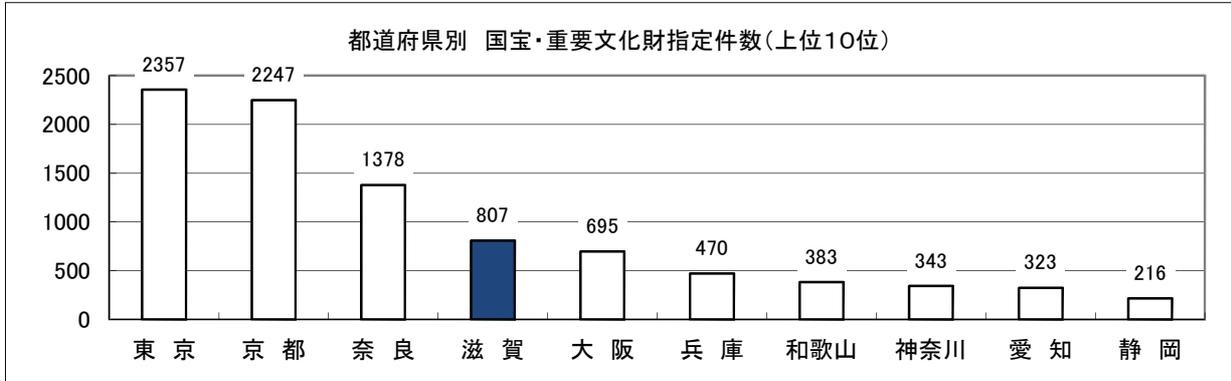
- ・ 図書館や大学など周囲の文化施設との連携。
- ・ 学会や国際会議の分科会・懇親会など様々な会議の場としての活用。
- ・ 作家、専門家が滞在して地域の人々と交流したり、地域の文化的、産業的資質を生かし相互的な活性化をはかるアーティストインレジデンスの設置。
- ・ 美術館のコレクションを出張でみせるディスプレイスペースの設置。
- ・ 小、中、高等学校の美術館ツアー、長期入院者や老人ホーム入居者などの美術館訪問の補助の実施。
- ・ ミュージアムショップと地域のデザイナーとの提携による新ブランドの創出。

近江の仏教美術等魅力発信検討委員会開催状況

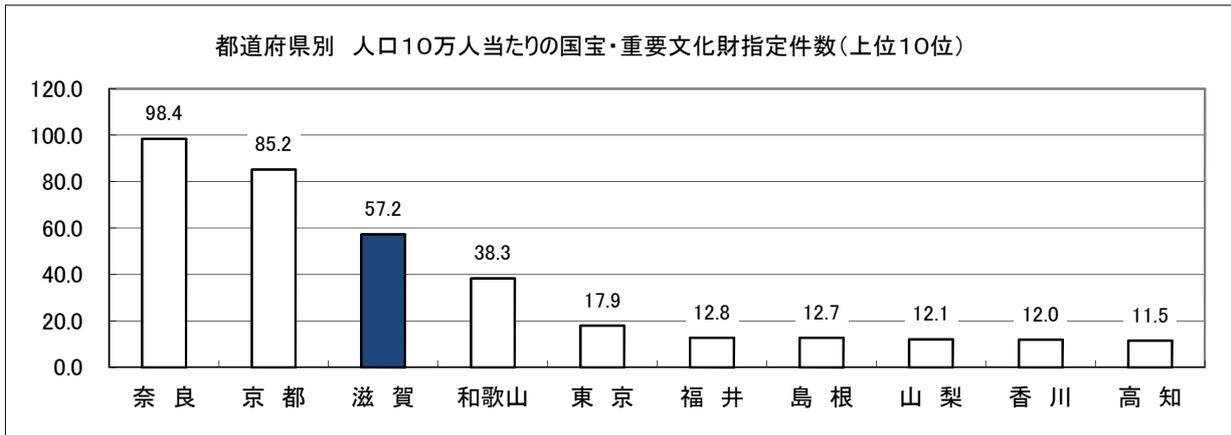
第1回	平成23年 6月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 検討委員会の趣旨等 2. 近江の仏教美術等の特性および魅力の発信の現状と課題 3. 琵琶湖文化館の現状と課題 4. 近江の仏教美術等の魅力の発信や琵琶湖文化館に関する各委員の考え方
第2回	平成23年 8月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回検討委員会の結果概要 2. 「美の滋賀」発信懇話会からの期待 3. 近江の仏教美術等魅力発信の取り組みの方向性 4. 「別の展示保存施設」の確保の方向性
第3回	平成23年 9月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回検討委員会の結果概要 2. 近江の仏教美術等魅力発信の取り組みの方向性および具体的方策 3. 「別の展示保存施設」の確保方策 4. 中間まとめの骨組み
第4回	平成23年 10月10日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第3回検討委員会の結果概要 2. 中間まとめ案 3. 滋賀県立近代美術館機能・発信力強化検討委員会への期待について
第5回	平成24年 1月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「美の滋賀」発信の取組状況 2. 中間まとめの公表・報告等の状況 3. 『近江の神と仏の「美」の発信に向けて』報告書(案)

近江の仏教美術等の特性にかかると資料

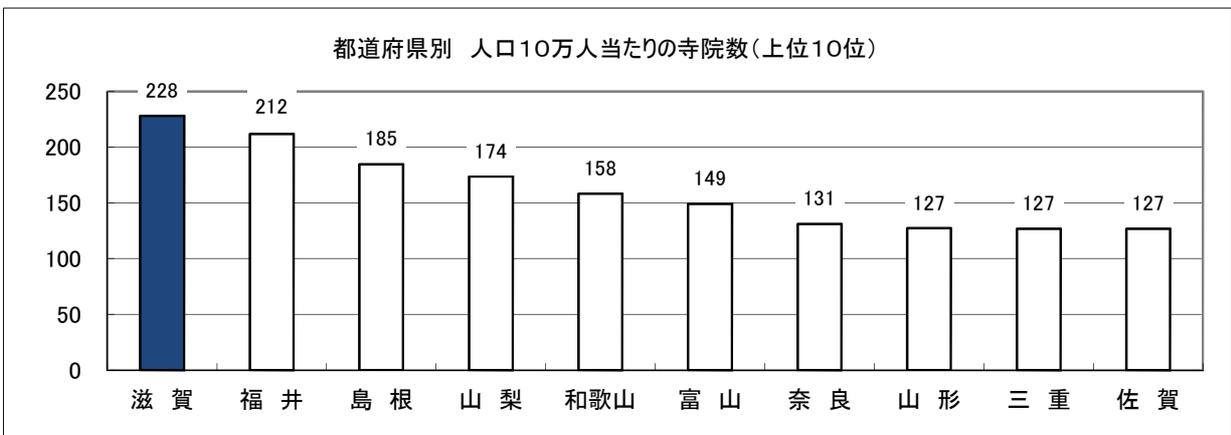
1 滋賀県の国宝・重要文化財は、そのほとんどが仏教美術等であり、その数は全国第4位



(平成23年4月1日現在)

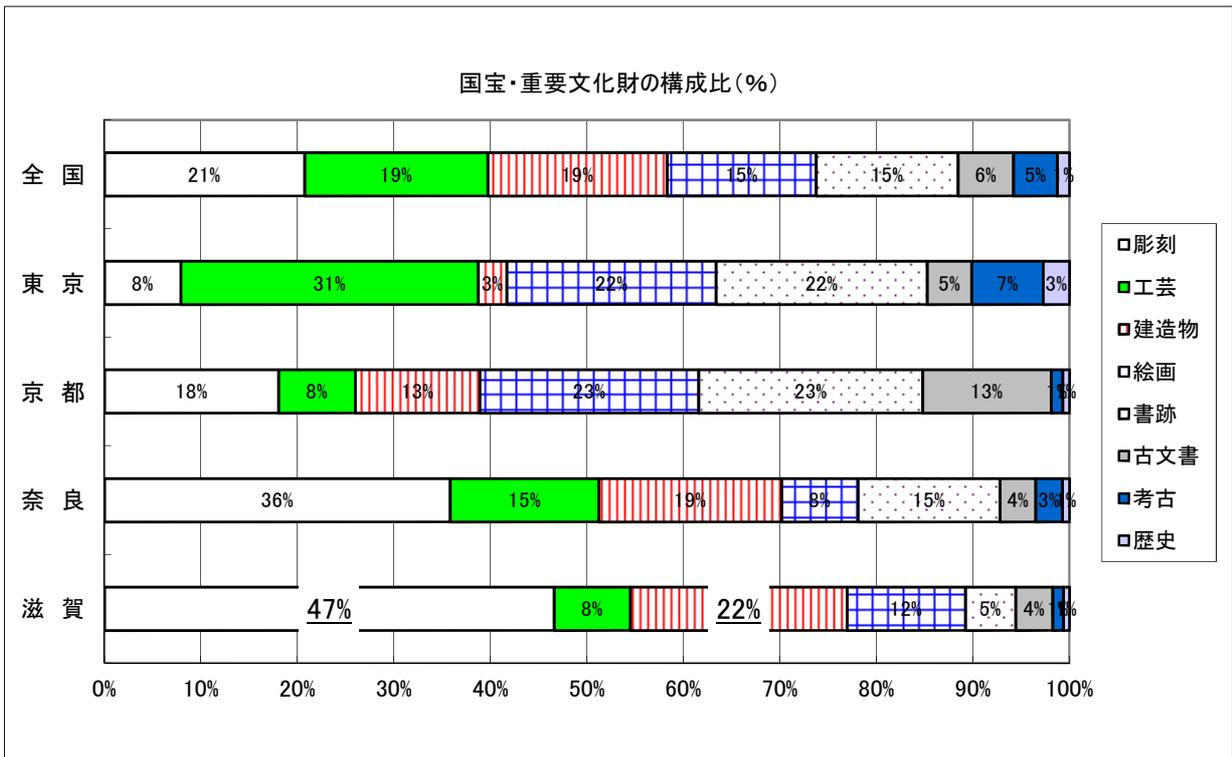
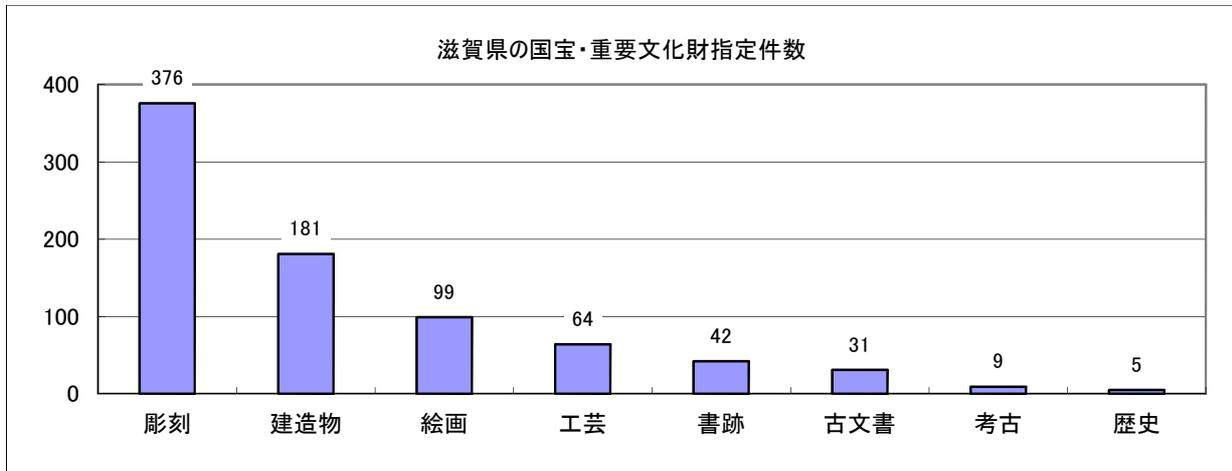


(平成23年4月1日現在 人口：平成22年国勢調査)



(平成20年12月31日現在 人口：平成22年国勢調査)

2 滋賀県の国宝・重要文化財は、「彫刻」「建造物」の占める割合が高いことが大きな特徴



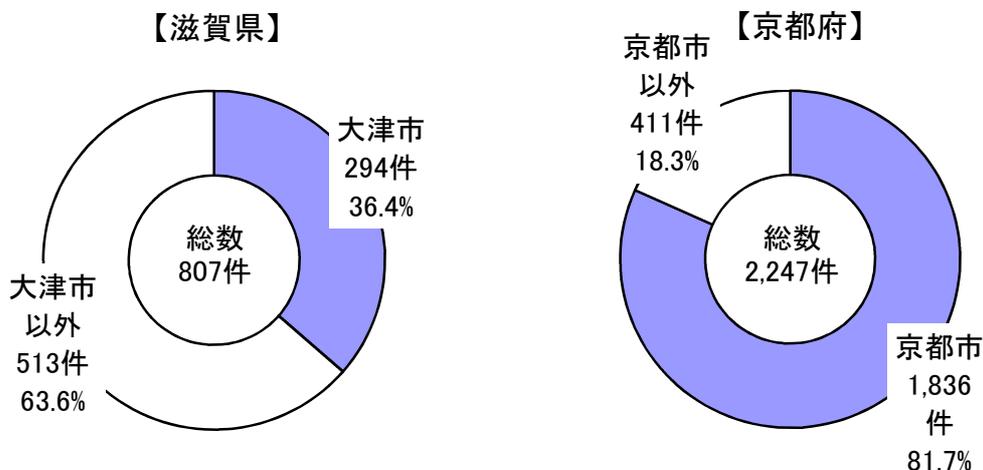
3 滋賀県の国宝・重要文化財は、県下一円に広く分布し、近江の風土とともにある

滋賀県には延暦寺、園城寺（三井寺）、日吉大社といった大社寺もあるが、地域コミュニティで大切に守られている仏像や社寺建築が多いため、県下一円に広く仏教美術等が分布し、いまでも地域の暮らしや信仰と深く結びついている。

4 市町別の国宝・重要文化財件数

市町名	国宝		重要文化財		合計
	建造物	美術 工芸品	建造物	美術 工芸品	
大津市	9	27	51	207	294
彦根市	1	1	7	8	17
長浜市	2	3	8	71	84
近江八幡市			14	56	70
草津市			8	15	23
守山市			5	7	12
栗東市			7	18	25
甲賀市		2	7	50	59
野洲市	2		12	23	37
湖南市	4		4	31	39
高島市			2	11	13
東近江市			12	42	54
米原市			2	9	11
日野町			4	10	14
竜王町	1		9	10	20
愛荘町	1		4	13	18
豊郷町					0
甲良町	2		3	9	14
多賀町				3	3
計	22	33	159	593	807

5 京都府との国宝・重要文化財分布状況の比較



京都府では国宝・重要文化財の8割以上が京都市に集中しているのに対し、滋賀県では最も件数の多い大津市でも4割に満たない。